

## 委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>中間支援組織の廃止について、「中間支援組織を廃止して嘱託職員を配置するなら、住民・地域組織に寄り添うような人員にしてほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p><b>【市民協働担当】</b> 嘱託職員の採用については、広く公募し、採用試験を実施することになります。 当然、区としても住民・地域組織に寄り添うような人材を確保する予定ですし、採用後の教育・指導もする予定でいます。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>区の魚イタセンパラについて、「区の魚としてPRするのであれば、シールをたくさん作るなどして、啓発方法を工夫してほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p> <p>区の魚イタセンパラについて、「区の魚になるのであれば、区役所で飼育する等、実物を見られるようにしてほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回元気・活力部会)</p>	<p><b>【にぎわい創出担当】</b> PRや啓発については、ご意見を踏まえて、28年度から実施してまいります。</p> <p>イタセンパラの区役所での飼育については、天然記念物でもあり、すぐには困難であると考えますが、大阪府水生生物センターの協力により、旭区民センターにおいて、一昨年は10月に1日間、昨年は10月に3日間展示してきており、引き続き、水生生物センターとの信頼関係を構築してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>防災訓練について、「町会の役員や防災担当以外の参加者が少なく、危機感を持っていないように思われるので、防災意識を啓発するようなPRをしてほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p><b>【総務課防災担当】</b> 区役所では、区民の防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページに防災特集のページを設けて、自助・共助の重要性、各家庭での家具転倒防止や食料備蓄の必要性などについて普及啓発に努めています。区が主催する防災訓練や講演会等の開催については、町会に回覧の協力をお願いして、周知と参加案内に努めています。</p> <p>また、各町会、学校園、団体等を対象にした防災啓発講座にも積極的に取り組んでおり、年間40～50回開催しています。毎年継続して開催を希望される団体等もありますが、半数は新規の開催であり、同じ団体での開催でも、学校園などは参加者は毎年入れ替わっています。</p> <p>今後とも、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組み、区民の防災意識の浸透に努めてまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>「地元に戻ろう！旭区に住もう！」について、「城北公園や千林商店街で年に一度や二度の催し物で人を集めても地域活性化につながっていない。また、雇用を充実させることも必要である。旭区が住みよい町になるよう町の声も吸上げてほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p><b>【にぎわい創出担当】</b> 地域の活性化については、多くの区民の方に旭区に住んでいただくことが不可欠と考えており、居住魅力の発信を継続して実施してまいります。</p> <p>旭区全体がよりよいまちとなるように、引き続き区民ニーズの把握に努めながら、取り組んでまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>人権啓発相談事業について、「各校下のイベントで使用できる人権啓発用小学生向きアニメDVD等を購入してほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p><b>【市民協働担当】</b> ご要望の人権啓発用小学生向けアニメDVDについては、制作される本数が少ない現状はあるものの、可能な限り購入するよう努めます。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>防犯事業について、「特殊詐欺の防止について、映像や資料で住民に実態を知らしめることが必要である。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p><b>【市民協働担当】</b> 特殊詐欺は、振込め詐欺、未公開株・社債や外貨通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺を総称したものです。特殊詐欺の内、振込め詐欺は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺を総称したものです。</p> <p>旭区役所としては、毎月旭警察署と打合せを実施し、特殊詐欺に限らず、女性を狙った犯罪など、旭区で発生している犯罪に対して、旭警察とも連携し、防犯キャンペーンなどに取り組んでいます。</p> <p>なお、予算に関しては「安全なまちづくり推進事業」に計上し、防犯キャンペーンなどに取り組む表現をしています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>防災リーダーについて、「地震災害に特化し過ぎているので、日常の火災にも関心を持つべきである。また、地域活動協議会や各種団体との連携が取れていないので、体制を見直す必要がある。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p>【総務課防災担当】 平成28年3月に旭区地域防災リーダー運営要綱を作成し、4月から運用しています。 この中で第1条(目的)に「地震、風水害その他の災害による被害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、」と定めており、火災についても基本的には災害に伴うものが対象となりますが、委員ご指摘のとおり日常の火災も関心を持つことが大切です。 また、災害時には防災リーダーは現場で消火活動や救助活動の中心的役割を担うものですが、災害対応は地域の方々と一体となっていく必要があります。各校下に地域災害対策本部が設置された場合には、本部長の指揮の下、防災リーダー隊長以下の隊員が活動することになっています。 旭区役所としては、防災リーダー連絡協議会などの機会を捉えて、地域の方々と連携の大切さを再認識してもらうよう働きかけてまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>平成29年度予算案について、「46ある事業をグループ分けして3分の1ぐらいにする、また、継続している事業を止めたり減額するなど見直すことが必要である。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p>【総務課】 大阪市の財政は、最も税収の多かった平成8年度と比較すると税収が2割も低い水準で推移していることから、毎年予算の削減を求められているところであり、区の予算配分につきましても同様で、新しい事業を行うためには、既存事業の見直しを図り、スクラップアンドビルドによる財源の捻出が必要となっております。 旭区におきましても毎年6月頃から次年度の予算要求に向けて、施策・事業の選択と集中を行うため、ニーズ調査やベンチマーキング(他区や他都市の先行事例の調査)を行い、全事業の見直しを行っております。 また、より分かりやすい予算とするため、類似事業につきましてはできる限り統合し、予算項目のスマート化も図ってまいりました。 今後も引き続き各事業において、PDCAサイクルの徹底を図り、区長マネジメントのもと、区民ニーズに則した施策の実施・見直しを図ってまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>災害時の備蓄について、「災害時の備蓄食糧が各避難所の想定避難者の一日分も無いので、増やしてほしい。また、住民に自分で3日分の食糧を確保することをお願いすべき。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回全体会議)</p>	<p>【総務課防災担当】 現在、大阪市では各災害時避難所に最低限の食料として300食ずつ備蓄しています。旭区役所や区民センターにも食糧の備蓄があるとはいえ、委員ご指摘のとおり、災害の規模にもよりますがすべてを賄うに足るものではありません。 基本は、自助・共助の考え方にに基づき、各家庭等で、3日分以上の食料等を備えていただく必要があります。 なお、発災後3日程度経てば、流通の回復による必要物資の調達や、他の自治体等からの支援物資の到着が見込めると想定されます。 旭区役所としても、広報や出前講座など機会がある毎に、各家庭等での災害時に必要な食料等の物資の備蓄を普及啓発してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>水害対策について、「地震や火災だけでなく、水害についても勉強会等をして対策を考える場をつくってほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 区役所では出前講座や小中学校への土曜授業や広報紙やHPなど、様々な機会を捕らえて防災の啓発を行っています。内容についてはその都度主催者と相談して一番必要と思われる内容としています。水害に対する備えも大切な内容なので主催者とも相談して盛り込んでまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>災害の種類について、「地震、火災（地震のよるもの含む）対策中心になっているが、風水害についての対応が欠落しているのではないか。水による大被害は想定外の大雨、台風等により堤防の決壊等により発生している。今後の課題として考えて頂きたい。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全安心部会）</p>	<p>【総務課防災担当】 水害時避難ビルとして小中学校や市営住宅を指定しており、水害時には最寄りの小中学校や市営住宅の3階以上に避難していただくことにしています。旭区において想定される水害についてのハザードマップを作成しており、引き続き周知に努めていきます。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>災害時の対策について、「防災と防犯を切り離さずに、災害時の火事場泥棒等、災害時に付随する犯罪等についても、考慮してほしい。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全・安心部会）</p>	<p>【総務課防災担当・市民協働課】 災害時には、市民の安全確保、避難生活等の対応・整備を最優先に対策する必要があります。 一方で、ご指摘のように混乱に乗じた犯罪への対応も大切であり、地域に設置している防犯カメラ等も防犯対策の一助となり得ます。引き続き、防災・防犯については連携して対策をまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>区政会議について、「予算の詳しい内訳がわからないので、わかるような資料がほしい。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全・安心部会）</p>	<p>【総務課企画担当】 区政会議資料につきましては、分かりやすい資料作りを心がけ、改良を加えてきたところです。今後は、可能な限り予算内訳も記載した資料にしていきたいと考えています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>防災・防犯について、「大型消火器や防犯カメラ、AEDがどこにあるかわからないので、わかるようなマップ等をつくって町会等に情報提供してほしい。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全・安心部会）</p>	<p>【総務課防災担当・市民協働課】 大型消火器の位置は、防災マップやHPに掲載して情報提供しています。また、今後はまち歩きなどの機会を通じて周知してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>防災マップについて、「改正前のものを持っている方が多いので、新しくなったときには周知・配布してほしい。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全・安心部会）</p>	<p>【総務課防災担当】 防災マップは作成の都度、最新の内容に改訂しています。改訂した場合は、HPや窓口で案内するなど可能な限り周知してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>災害時避難先について、「古市校区今市2、4、5町会では『古市小学校収容数オーバーの為今市中学校としては』との案はあるが正式に決定されたとの通知がない。早急に地域の意見も聴取し指示すべきである。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全安心部会）</p>	<p>【総務課防災担当】 災害発生直後は最寄りの小学校の運動場などに一時的に避難していただきますが、寝泊りが必要な避難者を建物内に収容しきれない場合は、別の避難所に移っていただく必要があります。 上町断層帯直下型地震における古市校下の想定避難所生活者数は2,671名であり、古市小学校の収容可能人員1,320名を越える部分は、別の避難所に避難いただく必要があります。 そうした場合を想定して、古市校下の避難者を、太子橋校下にある今市中学校に受け入れることが、両校下で合意されています。現在、今市中学校に両校下合同の避難所運営委員会を立ち上げるべく調整を進めているところです。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>防災啓発講座について、「定期的に開催している地区とほとんど開催していない地区、危険度の高い地域と低い地域を把握し当該地区への働きかけをしてほしいか。」という意見をいただいた。 （平成28年度第2回安全安心部会）</p>	<p>【総務課防災担当】 区役所では、区民の防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページに防災特集のページを設けて、自助・共助の重要性、各家庭での家具転倒防止や食料備蓄の必要性などについて普及啓発に努めています。区が主催する防災訓練や講演会等の開催については、町会に回覧の協力をお願いして、周知と参加案内に努めています。 また、各町会、学校園、団体等を対象にした防災啓発講座にも積極的に取り組んでおり、年間40～50回開催しています。毎年継続して開催を希望される団体等もありますが、半数は新規の開催であり、同じ団体での開催でも、学校園などは参加者は毎年入れ替わっています。 今後とも、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組み、区民の防災意識の浸透に努めてまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>福祉ネットワーク構築事業について、「以前のネットワーク推進委員と異なるのか、地域にどのような協力を求めるのか等がわからないので、この事業の方向性を提示してほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健福祉課】 旭区福祉ネットワーク構築事業では、旭区社会福祉協議会や地域包括支援センター、ランチ、区役所が、対応困難事例の検討や情報交換、コーディネーターの助言により、各機関のレベルアップや連携体制強化を図ります。また、事例検討の蓄積、普遍化から得られた情報を地域に提供し、ネットワークの基盤づくりを行います。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>区政会議について、「区政会議の委員で子育て世代の方が少ないので、子育て世代の方にも参加してもらるようにしてほしい。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回元気・活力部会)</p>	<p>【総務課企画担当】 区政会議の委員につきましては、次回(平成29年10月)の改選時の際、団体への委員の推薦依頼や公募委員の募集において、子育て世代の方の就任を促進していきたいと考えています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>城北公園フェアについて、「新森からの参加が少ないということもあるが、もっと遠くから来られる方も多くいるので、PRをもっとすればよいと思う。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回元気・活力部会)</p>	<p>【にぎわい創出担当】 PRについては、その他の区役所主催イベント同様、広報あさひ、町会回覧を行うほか、本件イベント独自の広報として、FM COCOLOでのPR放送や地下鉄主要駅・市バス車内へのポスター掲示、産経新聞北河内版への掲載など、区内外への広報を実施しています。また、次回からは、SNSを積極的に活用し、関係者個人から人づてによる情報発信にも注力してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>「夏休み！家族でチャレンジ！」について、「認知度が低い、来年度は講師謝礼を要しない方法で実施を検討するということが、内容については問題ないのか。」という意見をいただいた。 (平成28年度第2回元気・活力部会)</p>	<p>【市民協働課】 認知度が低いことから、平成29年度は公費支出を伴わない(予算ゼロ)事業に切換えます。具体には、企業等のCSR活動を活用して、講師を依頼をし、実施していきます。 (例) 気象庁の防災知識に関する出前講座 食品関連企業による食育に関する出前講座</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>区政会議の運営について、多くの方の同じ意見があっても結果的には施策に反映されていないことがあり、会議にでてきて意見を言っても、言いつ放しで終わることが多く、アリバイ作りの会議になっている。プロジェクトチームを作るなどして、やり方を検討し直す必要がある。 (平成29年度第1回全体会議)</p>	<p>【総務課企画調整担当】 委員の皆様には、多様な区民の意見やニーズの区政への反映・区民による評価をしていただくために区政会議にご出席いただいております。 より委員の皆様のご意見を施策に反映できるよう、予算要求時期までに全体会議及び部会を開催するよう平成29年度から開催日程を前倒ししております。 今後は、委員の皆様アンケートを実施し、いただいたご意見に基づいて運営のあり方や改善点について見直してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>以前に質問した、まちづくりセンター廃止に伴う、区直営による地域活動協議会への支援を行う職員について、市OBではなく複式簿記が理解できる方、ホームページ作りの支援ができる方等の意見を出していたが、返答がなかった。 今後は会議で出された意見について、回答や進捗状況のご報告が冒頭にいただければ、発言者が意見を出した甲斐があると思う。 (平成29年度第1回全体会議)</p>	<p>【市民協働課】 本件につきまして、委員からのご意見を全面的に反映させていただき、4月21日に嘱託職員2名を採用しました。企業での経理(複式簿記)事務経験者、地域活動及びホームページ入力支援ができる者、いずれも市OBではありません。 貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>【総務課企画調整担当】 委員からのご意見どおり、区政会議でいただいたご意見について、次回の会議において対応状況を報告させていただきます。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>区政会議について、上からの決定した内容を、これだけ致しました、期待した数字は〇〇%で結果の数字は〇〇%でした、と決められたことを数字、達成したことを資料として残している、いつも同じパターンで進められている会議にうんざりしている。 (平成29年度第1回全体会議)</p>	<p>【総務課企画調整担当】 区の施策の評価につきましては、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」により、区の主要な施策の実績と成果の評価についてご意見を求めることとなっておりますので、区の自己評価についてご説明しております。 30年度からは区の自己評価だけでなく、委員の皆様は区の施策について直接評価をいただくように見直してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>要援護者名簿について、要介護者の状況を確認、調べても資料として残しておくだけでは、当事者にとってありがたく喜んではくれない。職員の皆様が一人ひとりの声を聞かれて、足を運んで聞き取ってください。何が大切で必要かが良くわかります。 (平成29年度第1回全体会議)</p>	<p>【総務課防災担当】 平時や災害時の要援護者の方々の地域を通じての把握やその他の協力者からの情報に基づき、地域全体で要援護者の方々の見守りや災害時の援護、安否確認を行う仕組みを現在構築し、より充実させていこうとしているところですが、今後、これらの取り組みを通じて、要援護者の方々の声を聴きとることができないか検討してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>旭区スポーツフェスティバルへの補助金(助成金)増設について、旭区民の参加型の大きなイベントとして、①城北公園フェア(6月)、②旭区民まつり(8月)、③旭区スポーツフェスティバル(11月)の3つがレクリエーション型の3大イベントとなっております。 現在、純粋に旭区民だけの参加によるイベントで「旭区」と銘うって行われる③旭区スポーツフェスティバルについては、他の2つのイベントに比べ極端に補助金(助成金)少なく、かつ、交付先が「旭区体育厚生協会」であるため、各種スポーツフェスティバル開催のための費用が少なく、その結果、永年10連合の地区委員長が各校下で賛助金を集めて補填しているのが実情です。(委員の不満あり) 旭区の元気・活力の効果大ですので、29年予算で配慮していただきたい。 区政会議委員と同時に、体育厚生協会の新森地区委員長も兼務しており、協会の会合での意見・要望が多いので、取り上げました。 (平成29年度第1回全体会議)</p>	<p>【市民協働課】 ②旭区民まつりについては、企業等協賛金、③旭区スポーツフェスティバルについては、校下賛助金を加えて実施いただいております、予算以上の規模で事業を盛り上げていただき、感謝しているところです。 一方で、旭区スポーツフェスティバルは委託料で支出しており、大阪市において、毎年シーリングによる3~5%の減額がなされている現状があります。よって、年を重ねるごとに減額されています。 しかし、30年度予算においては、シーリングを適用しないよう努力し実現しました。 ただ、それでも事業実施にあたり、相当困難な状況は変わりませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>こども食堂について、こどもたちに食事を与えるだけでなく、調理をさせるなど教育を含めた取り組みにしてほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健・子育て支援担当】 旭区では、現在5箇所のこども食堂が運営されており、それぞれのこども食堂では、独自にスタッフが子どもの宿題を見てあげたり、子どもと一緒に料理を作るなど、子どもに寄り添った取り組みが行われています。 また、平成29年度から旭区が、こども食堂に集う子どもに対する学習支援の仕組みを作り、こども食堂の希望に応じて、夏休みの「宿題会」や「料理教室」などに支援員や講師を派遣しています。 なお、学習に関しては、まず学習する雰囲気づくりが大事で、雰囲気が醸成されてから、徐々に「勉強すること」に対して支援していきたいと考えています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>あさひあったかきちについて、入りにくくなっている、わかりやすいのぼりを立てるなど入りやすい工夫をしてほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健福祉課】 「あさひあったかきち」は今年7月から、区民センター1階の一角において、再オープンしております。 旭図書館へ繋がる通路の横にあり、就学前の子どもが遊ぶプレイルームの隣にありますが、看板を立て、仕切りも極力無くすなど工夫をしておりますが、今後も入りやすい設えを施していきたいと考えております。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>百歳体操について、百歳体操だけが目的ではなく、病気になる方法をめざすということを目指してほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健・子育て支援担当】 百歳体操につきましては、介護予防という観点からすすめている体操です。また、健康づくりとして棒体操も区として関わり、それ以外にも健康講座の開催など、いろいろな形で健康づくりをめざしています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>口腔ケアについて、必要なことなので、予算を増やしてほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健・子育て支援担当】 旭区歯科医師会との協働ですすめている事業ですが、需要に応じた必要な措置を行ってまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>しょうぶちゃんの認知度が低いので、もっと有効に利用してほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【総務課広聴広報担当】 今後も、区広報紙や区ホームページ、各種イベントを通じて、広報していきます。 特に「子育て応援」に関しては、区広報紙やホームページの”「しょうぶちゃん子育て情報BOX」のコーナーに様々なポーズのしょうぶちゃんを掲載しています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>要援護者見守り食事サービス事業について、対象者が要援護者ではなく高齢者であるので、高齢者の尊厳を考えて高齢者に事業名を戻してほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健福祉課】 委員ご指摘のとおり、食事サービス事業の対象は、地域にお住いの高齢者の方々であり、要援護者に限ったものではありませんので、事業名称を「高齢者食事サービス事業」とする予定です。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>福祉ネットワーク構築事業についてNPOの連絡会や地域のサロン連絡会などを作ってほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【保健福祉課】 現在、区内の福祉関係のネットワークを整理し、必要性について検討を行っているところです。 今後、提案していただいた委員にも御協力いただき、ネットワークづくりを進める予定としております。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>区政会議について、区役所の予算案について承認するようなアライブづくり的な会議になっているので、スケジュールを前倒しにしてゼロベースから話し合う場にしてほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【総務課企画担当】 委員のご意見どおり、次年度の予算編成に委員の皆様のご意見を反映できるよう、今年度は、第1回目の部会の開催日程を前倒しました。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>例えばおさらい事業と学び舎事業のように、予算取りは小分けする必要があるとしても、事業実施するときには一緒にという形がとれるものは一緒にした方がいいと思う。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【総務課企画担当】 委員のご意見どおり、効率的に事業を実施し、不用額の圧縮を図るため、事業実施を一緒にするだけではなく、予算事業についても整理をして、事業の統合を行いました。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>あったかバスについて、年900万円という大きな予算をとっていて、利用者数も少ないように思えるので、中長期的な目的をもってどの時期までやるかを考えてほしい。 (平成29年度第1回やさしさ・あたたか部会)</p>	<p>【総務課企画担当】 あったかバスの運行については、本市の財政状況や事業者には負担が生じていることを鑑み、利用者アンケートを実施して事業の見直しをしています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>城北公園フェアについて、区民の盛り上がりにかけているので、住民参加型のイベントにしてほしい。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【にぎわい創出担当】 今年度で5回目の実施となる城北公園フェアは、区内で唯一の5万人規模の集客イベントとして定着してきました。 今後は、こういったイベントを契機に、地域や各団体、商店街などとの連携事業の実施やイベントの運営に地域の方が直接参画できる運営方法などを検討してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>ホームページについて、活力あるまちというイメージや、地活協と商店街が協力してこどもの見守りをしている活動など、活力あるまちというイメージを出してほしい。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【総務課広聴広報担当】 区ホームページで地域の皆様の活動を紹介しながら、さらに“活力あるまち”をめざしていることを伝えていきたいと考えています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>生涯学習ルームについて、健康体操を実施している校下があり病気の予防になっているので、他の校下でもできればよいと思う。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【市民協働課】 委員の提案を受け、各生涯学習ルームでの健康体操の実施については、当区保健福祉課と連携して運営主体の各校の生涯学習ルーム運営委員会及び生涯学習ルーム講座のコーディネーターである生涯学習推進員に対して協力依頼を行い、実施できるよう努めてまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>城北公園フェアについて、城北公園に魅力があるからではなくイベントに来ている人だけで城北公園の活性化につながっていないため、継続しても意味がなくやめたほうがよいと思う。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【にぎわい創出担当】 今年度で5回目の実施となる城北公園フェアは、区内で唯一の5万人規模の集客イベントとして定着してきました。区外からも多くの来場者があり、城北公園や淀川など自然豊かな環境やその他旭区の魅力を知っていただくという意味においても、一定の効果があると認識しています。 今後は、こういったイベントを契機に、地域や各団体、商店街などとの連携事業を実施するなど、広く区内に波及し活性化するように、にぎわいづくりの仕組みを検討してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>旭区検定について、出題も困難になり、一部の検定マニアのものになっていくのでやめたほうがよいと思う。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【にぎわい創出担当】 本事業は、旭区の歴史や魅力に対する関心を高め、区の魅力を広くアピールするために、平成23年に区民の皆さんの発案で開始されたものです。 その目的や意義を達成するためにも、すそ野を広げる取組みとして、区内小中学校での検定を実施しており、今後も引き続き学校と連携しながら、より効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>城北公園フェアについて、地域として出店することで地域の活性化にもなり、近隣の商店などにも効果がある。また、遠くから来られる方が城北公園を知るきっかけともなっているので、続けてほしい。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【にぎわい創出担当】 魅力ある集客イベントとして、引き続き区内の飲食店および地域団体も参加いただくことはもとより、地域や各団体、商店街などとの連携事業を実施するなど、約5万人の来場者をできるだけ旭区内にとどらせる工夫も検討し、広く区内に波及し活性化するようなイベントとして継続して参りたいと思います。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>旭区には団体が多く、それぞれの活動に予算をつけると管理が困難なので、予算をある程度まとめてつけるほうがよいと思う。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【市民協働課】 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としている地域活動協議会事業に対しては、一括補助金及び委託料を地域活動協議会に交付しているところです。 30年度からは、委託料を一括補助金に集約することで、地域活動協議会における自律的な運営を支援し、より地域の実情に応じた事業実施ができるように整理してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>広報紙について、一つのことを掘り下げたりして、興味を引く形にするなど広、報を強化してほしい。 (平成29年度第1回元気・活力部会)</p>	<p>【総務課広聴広報担当】 予算全体にシーリングがかかり、紙面の都合もある中で、深く掘り下げた記事を全てにわたって記載することが難しい状況ではありますが、できる限り皆様に興味を持ってお読みいただけるような広報紙にしていきたいと考えています。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>避難所について、指定の避難所が遠い地域について、町会と近隣のマンション等の避難にかかる提携を結ぶ取り組みをしてほしい。 (平成29年度第1回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 地域と民間のビルやマンションなどとの災害時避難にかかる提携締結に向けて、区役所として取り組みを進めてまいりたい。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>職員の防災訓練について、消防・警察合同とする、要援護者として避難する人役をするなど役割分担をして大規模にしてほしい。 (平成29年度第1回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 職員の防災訓練については、関係機関との連携を図ってまいりたい。 要援護者の災害時避難については、要援護者の方の状況を踏まえて、また地域の方のご理解ご協力をいただきながら、できることから進めてまいりたい。</p>	<p>条例第9条第1項</p>

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規程
<p>災害時要援護者名簿について、緊急時には本人の同意などを気にしている場合ではないので、行政名簿等を用いて組み合わせられないか。 (平成29年度第1回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 いざというときに要援護者の避難に使えることが重要。 発災直後の自助・共助の中で、柔軟に対応できる仕組みづくりについて検討するとともに、各地域で参考になる事例があれば共有してまいりたい。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>・避難所について、小学校の校門がいくつかあるので全てを開けるようにしてほしい。また、車椅子で避難される方などのために車が入れるようにしてほしい。 ・高齢者や車椅子の方が車で避難所に入ることも容認してほしい。 ・他区と隣接している避難所については、区外の避難者が来ると思うので、他地域の方へのコミュニケーションには区の職員が対応してほしい。 (平成29年度第1回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 ・避難所開設時に開放する校門については、避難所としての使い方を踏まえて、地域（避難所運営委員会）や学校と相談しながら整理してまいりたい。 ・車の出入りについては、備蓄物資の搬入等でも必要であり、地域や学校と相談しながら、アクセスルートや避難所内での適正配置を検討してまいりたい。 ・他区からの避難者への対応については、区職員が避難所に駆けつけ次第、他区からの避難者対応をはじめ、避難所の円滑な運営をサポートしてまいりたい。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>避難訓練について、水害に特化した避難訓練も入れる必要がある。 (平成29年度第1回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 淀川の新しい洪水想定による全市的なハザードマップ見直しを踏まえて、水害対策について早急に検討を進める必要があります。 その上で、防災訓練についても、水害に対しても十分想定・対応した訓練内容となるよう検討してまいります。</p>	<p>条例第9条第1項</p>
<p>防災リーダーの選任について、手続きの都合上ある程度の人数がまとめる必要があると言われたが、まとめる人数の目安や待機期間を説明してほしい。 また、装備品について長靴があるが、広報紙の防災特集において「長靴はかえって危険」との記載があるため、装備品を変更してほしい。 (平成29年度第1回安全・安心部会)</p>	<p>【総務課防災担当】 地域防災リーダーの選任に際しては、委嘱状の発行、ボランティア保険への加入などの諸手続きが必要になることから、ある程度とりまとめて進めることにご理解ご協力をお願いするとともに、区としてもスケジュール感など一定の目安をお示しするよう努めてまいります。 地域防災リーダーの装備品のひとつである長靴については、他区の状況も確認した上で、今後の取扱いについて検討中です。</p>	<p>条例第9条第1項</p>